



第5回定時株主総会招集ご通知

ビジョナル株式会社

証券コード：4194

日 時

2024年10月30日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場 所

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1F
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

証券コード 4194

2024年10月8日

(電子提供措置の開始日2024年10月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

ビジョナル株式会社



代表取締役社長 南 壮 一 郎

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.visional.inc/ja/ir/stock/information2.html	
東証ウェブサイト <small>(東証上場会社情報サービス)</small>	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）又は証券コード（4194）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年10月29日（火曜日）午後6時までには到着するよう議決権行使書用紙をご返送いただくか、2024年10月29日（火曜日）午後6時までには電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法等につきましては、3～4頁をご参照ください。

敬 具

記

1. 日時	2024年10月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）	
2. 場所	東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1F TKPガーデンシティ渋谷 ホールA	
3. 目的事項 報告事項	1. 第5期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結 計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報 告の件 2. 第5期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の 件	
決議事項	第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
	第2号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- ・ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ・ ご送付している書類は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、当該書面には、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、以下の事項につきましては記載しておらず、これらの事項は電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに「第5回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・ 本株主総会の決議通知につきましては、以下の「決議通知掲載ウェブサイト」において周知させていただきます。
- ・ 本株主総会における目的事項に関するご質問について、以下の「事前質問受付ウェブサイト」にて事前受付（受付期間：2024年10月7日（月）10：00～10月25日（金）18:00）を予定しておりますのでご利用ください。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。
- ・ 株主総会におけるお土産・試供品等のご用意はございません。

決議通知掲載
ウェブサイト

<https://www.visional.inc/ja/ir/stock/information2.html>



事前質問受付
ウェブサイト

<https://cloud.swcms.net/visionalPublic/ja/inquiry/inquiry8.html>



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォン、タブレット等にて、
同封の議決権行使用紙副票（右側）に
記載の「ログイン用QRコード」を読み取る
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使用紙副票（右側）



「ログイン用QRコード」は
こちら

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

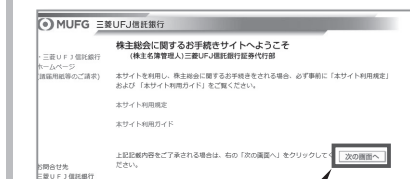
議決権行使期限

2024年10月29日(火曜日)午後6時まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



議決権行使に関するよくあるご質問

- Q** 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか？
- A** インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- Q** インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、全て有効ですか？
- A** 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

 **0120-173-027**

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使に当たり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

再任

1 みなみ そう いち ろう
南 壮一郎 (1976年6月15日生)

■所有する当社株式の数 14,169,600株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年7月	モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッド（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社	2017年12月	ビズリーチ・トレーディング株式会社（現株式会社スタンバイ）代表取締役社長（現任）
2001年1月	パシフィック・センチュリー・サイバーワークス・ジャパン株式会社（現PCCW Limited）入社	2020年2月	当社代表取締役社長（現任）
2004年9月	株式会社楽天野球団入社	2022年7月	株式会社ビズリーチ取締役会長
2007年8月	株式会社ビズリーチ設立時代代表取締役社長	2024年4月	公益財団法人農村更生協会代表理事（現任）
2010年10月	株式会社ルクサ（現auコマース&ライフ株式会社）代表取締役	2024年6月	丸紅株式会社社外取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

当社グループの中核である株式会社ビズリーチを設立以来、同社代表取締役社長として事業を牽引してきました。また、グループ経営体制に移行した後は、現在に至るまでの間、当社代表取締役社長としてグループ経営を牽引してまいりました。これまでに培ってきた経営全般に関する知識と経験により、当社及び当社グループの経営における重要事項の意思決定を担い、全役員員に対してリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

むら た
村田さとし
聡

(1979年4月13日生)

再任

■所有する当社株式の数

78,300株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年5月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社

2006年5月 バイアコムインターナショナルジャパン株式会社（現パラマウント・グローバル・ジャパン株式会社）入社

2008年12月 株式会社セレクトスクエア入社

2011年2月 株式会社ルクサ（現auコマース&ライフ株式会社）入社

2012年11月 同社代表取締役

2019年8月 株式会社ビズリーチ入社
同社取締役

2020年2月 当社取締役兼業務執行役員COO

2021年8月 当社取締役兼事業執行役員
ビジョナル・インキュベーション株式会社
（現株式会社M&Aサクシード）代表取締役社長

2021年11月 ビジョナル・インキュベーション株式会社
（現株式会社アシュアード）代表取締役社長

2022年8月 当社取締役（現任）
トラボックス株式会社代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

上場会社子会社の代表取締役を務めた経験があり、経営全般及びインターネットサービス分野において豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社及び当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定及び担当業務の推進を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

さか い
酒井てつ や
哲也

(1980年4月6日生)

再任

■所有する当社株式の数

37,600株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 株式会社日本スポーツビジョン入社

2004年10月 株式会社リクルートエイブリック（現株式会社リクルート）入社

2015年11月 株式会社ビズリーチ入社

2020年2月 当社執行役員
株式会社ビズリーチ取締役副社長

2022年7月 同社代表取締役社長（現任）

2022年10月 当社取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

株式会社ビズリーチに入社後、ビズリーチ事業本部長、リクルーティングプラットフォーム統括本部長、取締役副社長などを歴任し、同社の事業拡大に寄与してまいりました。また、2022年7月から同社の代表取締役社長に就任しております。当社グループのHR Tech領域の事業成長において重要な役割を果たしており、取締役会における重要な業務執行の決定及び担当業務の推進を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

新任

4

す え ふ じ

り さ こ

末藤

梨紗子

(1980年6月21日生)

■所有する当社株式の数

25,000株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社	2019年7月	株式会社ビズリーチ入社
2010年7月	日本GE株式会社（現GEジャパン株式会社）入社	2020年2月	当社へ転籍 当社執行役員CFO（現任）
2016年1月	グラクソ・スミスクライン株式会社入社	2020年4月	当社執行役員CAO
		2023年5月	株式会社ビズリーチ取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

グローバル企業において、財務、経営戦略、コンプライアンスのエグゼクティブを歴任してきた経験を通じて、ファイナンス及びコーポレート・ガバナンスの分野における高い見識を有しております。また、2020年2月からは当社執行役員CFO、2023年5月からは株式会社ビズリーチ取締役に就任し、新規株式上場や東京証券取引所プライム市場への市場区分変更を主導し、また、グループ経営体制の強化の牽引を通じて当社グループの事業拡大に寄与してまいりました。これまで培ってきた経験及び見識により当社取締役会における重要な業務執行の決定及び担当業務の推進を適切に行うことができると判断し、新たに取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回契約更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の決議につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

はっ とり ゆき ひろ
服部 幸弘 (1974年11月22日生)

■所有する当社株式の数

2,000株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月	株式会社日本スポーツビジョン入社	2013年9月	株式会社ビズリーチ入社
2004年8月	株式会社サイバード入社	2014年8月	同社管理本部長
2009年4月	ギガフロップス株式会社監査役	2020年2月	当社へ転籍
2009年4月	株式会社エスクルー監査役		当社ファイナンス本部グループ戦略室長（現任）

■補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

インターネットサービスを展開する複数の会社で監査役を経験しており、インターネットサービス分野における経営に関して豊富な経験と見識を有しております。また、株式会社ビズリーチ管理本部長及び当社グループ戦略室長を歴任しており、財務・会計分野において、幅広い見識も備えていることから、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に、その経験や知見を監査体制に活かしていただくため、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 服部幸弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任限度額とする契約を締結できる旨を定款に規定しており、服部幸弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で上記契約を締結する予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。服部幸弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回契約更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2023年8月1日から2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、個人消費等の持ち直しが足踏みが見られながらも緩やかに回復しています。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う高い金利水準の継続に伴う影響、中国経済の先行き懸念、中東地域の情勢、および、継続的な物価上昇圧力に伴う世界経済の下振れが景気下押しリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状態にあります。このような状況の中、当社グループにおいては、企業の求人意欲の継続を背景に、当連結会計年度においてもビズリーチ事業がグループ全体の業績をけん引する結果となりました。

この結果、当連結会計年度の実績は、売上高は66,146百万円（前年同期比17.5%増）、営業利益17,837百万円（同34.9%増）、経常利益18,476百万円（同28.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は12,990百万円（同30.8%増）となりました。

セグメント毎の業績の概要は以下のとおりです。
(HR Tech)

HR Techセグメントは『ビズリーチ』、『HRMOS』及びその他のHR Techサービスで構成されています。

ビズリーチ事業においては、引き続きプロフェッショナル人材領域の人材需要の強さや、積極的な広告宣伝活動の結果として、当連結会計年度末時点で、累計導入企業数（注1）は31,700社以上（前連結会計年度末26,200社以上）、年次利用中企業数（注2）は16,000社以上（同13,400社以上）、利用ヘッドハンター数（注3）は7,800人以上（同6,600人以上）、スカウト可能会員数（注4）は258万人以上（同214万人以上）となり、全ての指標で、前連結会計年度末比で成長し、ビズリーチ事業の売上高は57,776百万円（前年同期比17.5%増）、管理部門経費配賦前の営業利益（注5）は23,331百万円（同15.9%増）となりました。

HRMOS事業においては、新規機能の開発のためのプロダクト開発を継続しつつ、利用顧客の拡大のための営業活動等を行っております。2024年7月には、HRMOSの新シリーズとして、労務・給与システム「HRMOS労務給与」を提供開始しております。HRMOS労務給与は、労務や給与に関する業務を効率よく処理するための機能を提供するクラウドシステムであり、HRMOSシリーズの各機能・サービスとのシームレスな連携により、労務や給与に関するさまざまな業務の効率化を実現し、ヒューマンエラーを防ぎます。

HRMOS採用及びHRMOSタレントマネジメント両モジュール合算のKPIについては、ARR（注6）は前年同期末比29.8%増の2,777百万円、利用中企業数（注7）は同25.9%増の1,947社、ARPU（注8）は同3.1%増の118,878円となり、12ヵ月平均であるChurn rate（注9）は0.60%となりました。

この結果、HRMOS事業の売上高は3,844百万円（前年同期比76.0%増）、管理部門経費配賦前の営業損失（注5）は1,021百万円（前年同期は1,740百万円の管理部門経費配賦前の営業損失）となりました。

これらの結果、HR Techセグメントの当連結会計年度のセグメント売上高は63,791百万円（前年同期比18.8%増）、セグメント利益は20,062百万円（同27.8%増）となりました。

- (注) 1. ビズリーチを導入した累計企業数、ヘッドハンターを除く
2. 当事業年度中に1日以上の利用がある直接採用企業数
3. 株式会社ビズリーチによる審査を経たヘッドハンター数
4. ビズリーチ会員のうち、「採用企業への職務経歴書公開設定」を公開にしている、または、「ヘッドハンターへの職務経歴書公開設定」を公開にしている会員数
5. 経理、法務、人事機能等の経営管理に携わる人件費や付随する外注費等の費用及び、情報システム部門やデザイン部門のうち直接製品に費用を賦課することのできない人件費や付随する外注費等の費用を事業に負担させる前の事業の営業利益又は損失
6. Annual Recurring Revenueの略称。各四半期末の月末のMRR（Monthly Recurring Revenueの略）を12倍して算出。MRRは、対象月末時点における継続課金企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）
7. HRMOS採用及びHRMOSタレントマネジメントのサービスを利用するユニークな有料課金ユーザー企業数
8. Average Revenue Per Userの略称。月末時点のMRR÷利用中企業数
9. 当月の解約により減少したMRR÷前月末のMRRを単月Churn rateとし、その直近12ヵ月平均

(Incubation)

Incubationセグメントは『トラボックス』、『M&Aサクシード』、『BizHint』、『yamory (ヤモリー)』、『Assured (アシュアード)』等で構成されています。なお、2023年12月1日付で当社の連結子会社であった株式会社ビズヒントの全株式を譲渡したことに伴い、BizHint事業を連結の範囲から除外しております。

Incubationセグメントの各事業については、HR Techセグメントより生み出される利益の範囲内で人材採用、新規プロダクト開発、広告宣伝活動等を行っており、当連結会計年度のセグメント売上高は2,219百万円（前年同期比9.8%減）、セグメント損失は1,020百万円（前年同期は1,401百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,524百万円（建設仮勘定を含む）であり、その主なものは、オフィスの移転・増設並びにPCの購入によるものであります。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使による新株式の発行により、292百万円の資金調達を行いました。

また、当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引先3行との間で個別にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 採用市場における「ダイレクトリクルーティング」の浸透

当社グループの中核をなすHR関連サービスにとって、「ダイレクトリクルーティング」の浸透が大きな成長ドライバーとなっております。そのため、当社グループは、各拠点における営業活動、TVコマーシャルなどの積極的な広告宣伝、各種メディアを活用した戦略的な広報等により、当社サービスの知名度の向上とともに「ダイレクトリクルーティング」の周知・啓蒙に努め、一定の成果をあげてまいりました。これにより、「ダイレクトリクルーティング」の代表的なサービスとしての認知を得ることに成功しています。

一方で、国内全ての正社員転職件数を潜在的な市場とみなした場合、当社グループサービスを経由した転職件数が占める比率は十分ではありません。当社グループサービスの認知度の高まりを、当社グループサービスを経由した転職件数の更なる増加につなげることで、今後の収益増を実現してまいります。このために、「ダイレクトリクルーティング」の具体的な成功事例の積み上げと周知に努めるとともに、経営者・採用担当者による実践を助けるノウハウを手厚く提供してまいります。

② 収益源の多様化

当社グループは、事業規模の指標である売上高については、殆どの事業において順調に成長している一方で、収益性の指標である営業利益については、ビズリーチ事業への依存度が高い状態にあります。中長期に亘って成長するグループであるために、ビズリーチ事業に続く収益の柱を確立することが重要であると考えております。

③ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後も事業領域を広げつつ、各事業の成長を目指していくうえで、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材を採用し続けることが不可欠であると考えております。これまで、経営者、事業責任者、採用担当者などが自ら候補者を見つけ出してアプローチする「攻め」の採用手法と、求人メディアへの出稿や人材紹介会社の利用といった従来型の「待ち」の採用手法を組み合わせ、あらゆる選択肢の中から主体的に最善手を選びながら「ダイレクトリクルーティング」を実践する中で、従業員1,700名を超える組織を築いてまいりました。今後も、多様な採用手法を用いて優秀な人材の獲得に努め、「ダイレクトリクルーティング」のコンセプトを体現してまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報、個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理については重要課題と認識しております。

個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備並びに規程の運用の徹底、社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しておりますが、引き続き関連社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の更なる整備等を図り、情報管理のための管理体制を拡充してまいります。

また、株式会社ビズリーチ及び一部の子会社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、急速に事業が成長しており、求められる機能も拡大しております。継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。このため、今後も事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成のため、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 2021年7月期	第3期 2022年7月期	第4期 2023年7月期	第5期 (当連結会計年度) 2024年7月期
売上高 (百万円)	28,698	43,954	56,273	66,146
経常利益 (百万円)	2,274	8,713	14,373	18,476
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,420	5,852	9,928	12,990
1株当たり当期純利益 (円)	43.37	160.76	256.78	330.71
総資産 (百万円)	35,076	45,952	57,873	76,314
純資産 (百万円)	22,536	28,772	39,129	52,388
1株当たり純資産額 (円)	628.40	748.70	997.15	1,315.68

- (注) 1. 当社は、2020年12月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第4期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第3期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 2021年7月期	第3期 2022年7月期	第4期 2023年7月期	第5期 (当事業年度) 2024年7月期
営 業 収 益 (百万円)	1,736	7,001	9,670	15,439
経常利益又は損失(△) (百万円)	△1,209	2,816	5,223	10,061
当期純利益又は損失(△) (百万円)	△892	2,963	5,533	10,873
1株当たり当期 純利益又は損失(△) (円)	△27.23	81.41	143.10	276.82
総 資 産 (百万円)	29,662	41,423	54,839	72,228
純 資 産 (百万円)	21,249	24,596	30,560	41,644
1株当たり純資産額 (円)	592.59	639.89	777.99	1,046.14

- (注) 1. 当社は、2020年12月7日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビズリーチ	130百万円	100%	即戦力人材と企業をつなぐ転職サイト「ビズリーチ」、採用管理システム「HRMOS採用」、人財活用システム「HRMOSタレントマネジメント」、OB/OG訪問ネットワークサービス「ビズリーチ・キャンパス」の運営
IEYASU株式会社	1百万円	80.1%	勤怠管理システム「HRMOS勤怠」の運営
イージーソフト株式会社	100百万円	100%	経費精算システム「HRMOS経費」の運営
株式会社M&Aサクシード	10百万円	100%	法人・審査制M&Aマッチングサイト「M&Aサクシード」の運営
トラボックス株式会社	10百万円	100%	物流DXプラットフォーム「トラボックス」の運営
株式会社アシュアード	10百万円	100%	脆弱性管理クラウド「yamory (ヤモリー)」、セキュリティ評価プラットフォーム「Assured (アシュアード)」の運営

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

- ④ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スタンバイ	100百万円	40%	求人情報一括検索サイト「スタンバイ」の運営

(7) 主要な事業の内容

セグメント	主要なサービス
HR Tech	ビズリーチ、HRMOS、ビズリーチ・キャンパス
Incubation	M&Aサクシード、トラボックス、yamory、Assured

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
関西オフィス	大阪府大阪市北区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
静岡オフィス	静岡県静岡市葵区
中四国オフィス	広島県広島市中区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,705名	155名増

(注) 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー及びアルバイト、派遣社員等の期中平均雇用人員名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	14名増	38.5歳	4.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員（契約社員、パートタイマー及びアルバイト、派遣社員等）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入額に重要性がありませんので、記載を省略しております。

なお、当社は取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額総額90億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式総数 39,642,100株 (自己株式236株を含む)
- (3) 株主数 4,886名 (前期末比△1,528名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
南 壮一郎	14,169,600株	35.74%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,629,030株	9.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,606,834株	9.09%
Y J 2号投資事業組合	1,721,400株	4.34%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,545,300株	3.89%
MS IP CLIENT SECURITIES	860,906株	2.17%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	769,160株	1.94%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	509,636株	1.28%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	498,784株	1.25%
永田 信	494,800株	1.24%

(注) 持株比率は、自己株式 (236株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年7月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
南 壮一郎	代表取締役社長	株式会社スタンバイ代表取締役社長 丸紅株式会社社外取締役 公益財団法人農村更生協会代表理事
竹内 真	取締役 CTO	一般社団法人日本CTO協会理事 株式会社ツクルバ社外取締役
村田 聡	取締役	—
酒井 哲也	取締役	株式会社ビズリーチ代表取締役社長
播磨 奈央子	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社ビズリーチ監査役 播磨奈央子公認会計士事務所代表 株式会社キノファーマ社外監査役 株式会社Francfranc社外取締役（監査等委員） キュービーネットホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
石本 忠次	取締役 (監査等委員)	株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役 株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員） ユナイテッド株式会社社外取締役 株式会社ツクルバ社外取締役（監査等委員）
千原 真衣子	取締役 (監査等委員)	弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー 東京海上プライベートルート投資法人監督役員 DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社yutori社外監査役 東京センチュリー株式会社社外監査役 脱炭素成長型経済構造移行推進機構監事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）播磨奈央子氏、石本忠次氏、千原真衣子氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室等と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により播磨奈央子氏が常勤監査等委員に選定されております。
3. 取締役（監査等委員）播磨奈央子氏は、公認会計士の資格を、取締役（監査等委員）石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）千原真衣子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役播磨奈央子氏、石本忠次氏、千原真衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、取締役（監査等委員）播磨奈央子氏、石本忠次氏及び千原真衣子氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしています。なお、保険料については当社が全額を負担しています。

なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等についての株主総会決議時に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年12月4日開催の臨時株主総会において年額40,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額4,000万円以内）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年12月4日開催の臨時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を任意の報酬委員会である役員報酬会議の答申を踏まえて2020年10月20日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するように配慮した報酬体系とし、株主総会において決定された報酬総額の範囲において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度や他社事例及び当社の業績状況等を勘案した適正な水準とすることを基本方針としたうえで、任意の報酬委員会の答申を踏まえて取締役会にて検討・決定を行うものとしております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は固定報酬のみとしております。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役と社外取締役により構成される任意の報酬委員会において各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われており、当該結果をまとめた答申を踏まえて、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額

	人 数	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	5名	106百万円
（うち社外）	（1名）	（1百万円）
取締役（監査等委員）	3名	22百万円
（うち社外）	（3名）	（22百万円）

(注) 取締役（監査等委員を除く）の人数に、2023年10月25日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名を含んでおります。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役播磨奈央子氏は、株式会社ビズリーチ監査役、播磨奈央子公認会計士事務所代表、株式会社キノファーマ社外監査役、株式会社Francfranc社外取締役（監査等委員）及びキュービーネットホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。株式会社ビズリーチは当社子会社であり、それ以外の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役石本忠次氏は、株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役、株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員）、ユナイテッド株式会社社外取締役及び株式会社ツフルバ社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役千原真衣子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、東京海上プライベートルート投資法人監督役員、DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社yutori社外監査役、東京センチュリー株式会社社外監査役及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構監事であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主な活動状況等
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	播磨 奈央子	100% (19回/19回)	100% (14/14回)	公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と一般事業会社の経営監督経験を有しており、当該視点から、当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しているところ、常勤監査等委員として監査等委員会の監査を主導し、業務執行の適法性を確保するための監査に努め、取締役会に上程される事項等について、専門的視点及び独立客観的な視点から取締役による職務執行の監査を行う等、企業経営の健全性、適法性の確保に貢献しており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
	石本 忠次	100% (19回/19回)	100% (14/14回)	税理士としての財務・会計に関する専門的な知識と一般事業会社の経営監督経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見のほか、当社の財務・会計に関する有益な助言、提言を行うことで、社外取締役として適切な役割を果たしております。
	千原 真衣子	100% (19回/19回)	100% (14/14回)	弁護士としての企業法務、企業の危機管理及びコンプライアンス体制に関する専門的な知識と一般事業会社の経営監督経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見のほか、当社コンプライアンス体制に関する有益な助言、提言を行うことで、社外取締役として適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 45百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から適宜報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要事項の一つと位置付けておりますが、中長期的かつ持続的な成長を見据えて内部留保の充実を図るとともに、採用を含む人材投資、事業投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことによって企業価値向上を実現することが株主に対する還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する剰余金の配当等の利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本とし、これら剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,652	流動負債	21,869
現金及び預金	58,107	1年内返済予定の長期借入金	9
売掛金	5,753	未払金	6,246
その他	1,846	未払法人税等	4,310
貸倒引当金	△55	契約負債	8,615
固定資産	10,662	賞与引当金	1,084
有形固定資産	1,880	その他	1,602
建物（純額）	895	固定負債	2,056
工具、器具及び備品（純額）	923	持分法適用に伴う負債	1,813
建設仮勘定	61	繰延税金負債	206
無形固定資産	3,852	長期借入金	37
ソフトウェア	210	負債合計	23,926
のれん	2,523	(純資産の部)	
顧客関連資産	1,117	株主資本	52,185
その他	1	資本金	6,503
投資その他の資産	4,929	新株式申込証拠金	2
投資有価証券	687	資本剰余金	10,467
敷金	2,133	利益剰余金	35,213
繰延税金資産	2,080	自己株式	△1
その他	30	その他の包括利益累計額	△26
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	△26
		新株予約権	170
		非支配株主持分	58
資産合計	76,314	純資産合計	52,388
		負債及び純資産合計	76,314

連結損益計算書

(2023年8月1日から2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		66,146
売上原価		5,718
売上総利益		60,428
販売費及び一般管理費		42,591
営業利益		17,837
営業外収益		
受取利息	0	
持分法による投資利益	319	
違約金収入	275	
その他	62	657
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	5	
貸倒引当金繰入額	3	
コミットメントフィー	5	
その他	2	18
経常利益		18,476
特別利益		
子会社株式売却益	462	
新株予約権戻入益	0	
その他	24	486
特別損失		
投資有価証券評価損	34	34
税金等調整前当期純利益		18,928
法人税、住民税及び事業税	6,343	
法人税等調整額	△409	5,933
当期純利益		12,994
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		12,990

計算書類

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,123	流動負債	30,584
現金及び預金	52,844	未払金	1,381
関係会社未収入金	1,025	未払法人税等	56
関係会社預け金	3,253	関係会社預り金	28,826
前払費用	548	賞与引当金	70
その他	451	その他	248
固定資産	14,104	負債合計	30,584
有形固定資産	1,850	(純資産の部)	
建物（純額）	892	株主資本	41,499
工具、器具及び備品（純額）	896	資本金	6,503
建設仮勘定	61	新株式申込証拠金	2
無形固定資産	1	資本剰余金	16,504
その他	1	資本準備金	10,842
投資その他の資産	12,253	その他資本剰余金	5,662
投資有価証券	687	利益剰余金	18,491
関係会社株式	8,515	その他利益剰余金	18,491
関係会社長期貸付金	680	繰越利益剰余金	18,491
敷金	2,101	自己株式	△1
繰延税金資産	268	評価・換算差額等	△26
その他	0	その他有価証券評価差額金	△26
		新株予約権	170
資産合計	72,228	純資産合計	41,644
		負債及び純資産合計	72,228

損益計算書

(2023年8月1日から2024年7月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		15,439
営業収益合計		15,439
営業費用		5,337
営業利益		10,102
営業外収益		
受取利息	8	
受取手数料	9	
その他	0	18
営業外費用		
支払利息	50	
コミットメントフィー	5	
その他	3	59
経常利益		10,061
特別利益		
子会社株式売却益	650	
新株予約権戻入益	0	
その他	24	674
特別損失		
投資有価証券評価損	34	
関係会社株式評価損	9	44
税引前当期純利益		10,691
法人税、住民税及び事業税	△79	
法人税等調整額	△102	△182
当期純利益		10,873

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月12日

ビジョナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 淡 島 國 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビジョナル株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビジョナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月12日

ビジョナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 淡 島 國 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビジョナル株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月12日

ビジョナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 播磨奈央子 ㊟

監査等委員 石本忠次 ㊟

監査等委員 千原真衣子 ㊟

(注) 監査等委員播磨奈央子、監査等委員石本忠次、監査等委員千原真衣子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

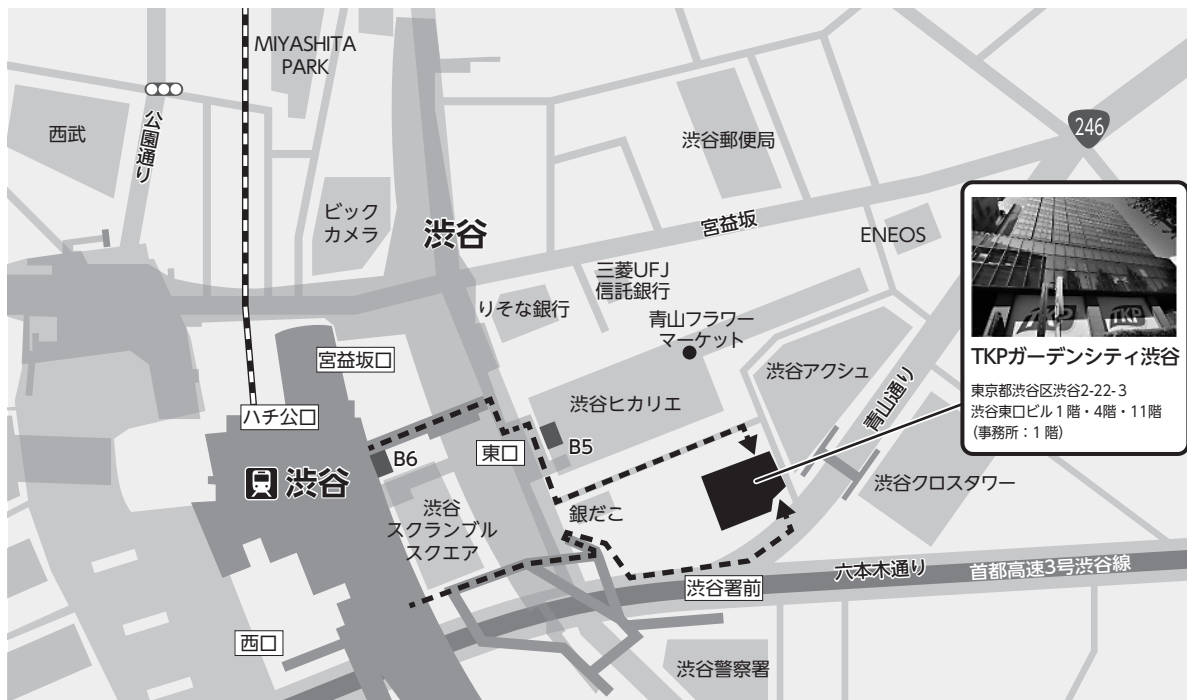
会場

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1F

TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

交通のご案内

- ・ J R **渋谷駅 中央改札** (徒歩4分) ・ 東急 東横線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩5分)
- ・ 東京メトロ銀座線 **渋谷駅** (徒歩5分) ・ 東急田園都市線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩5分)
- ・ 東京メトロ半蔵門線/副都心線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩5分)



● 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。